

令和7年4月7日
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
岩手事務所

マイナ免許証について

令和7年3月24日からマイナ免許証の運用が開始されましたが、
当協会では免除資格は、「運転免許証」にて確認しております。
マイナ免許証のみ保有の場合は、券面に運転免許情報が表示されないため、免除となる科目の適用はいたしかねます。予めご了承ください。

自動車の「運転免許証」が免除要件の講習

< 技能講習 >

- ・ 車両系建設機械（整地等）運転技能講習
- ・ フォークリフト運転技能講習
- ・ 高所作業車運転技能講習（14 時間コース）

< 特別教育 >

- ・ 高所作業車運転特別教育